

## さぬき市民病院連携登録医制度運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、さぬき市民病院(以下「本院」という。)において、地域医療機関との機能分化をふまえて相互の密接な協力により一貫した良質な医療を提供し、地域医療機関との間の信頼関係を確立するとともに、それぞれの機能の向上を図り、良質な地域医療の充実と発展を図ることを目的として連携登録医制度に関して定めるものである。

(連携登録医)

第2条 連携登録医(以下「登録医」という。)とは、大川地区医師会及び木田郡医師会の会員で本院の登録医制度に登録した医師をいう。

(登録)

第3条 登録医を希望する医師は、連携登録医申請書(様式第1号)により本院宛に申請するものとする。

2 本院長は、登録医として認定した時は、直ちに連携登録医契約書(様式第3号)を締結し、登録医証(様式第2号)を交付して提携するものとする。

3 登録医は医師の医院名もしくは診療所名を併せて、本院のホームページで紹介して本院の登録医であることを公表するものとする。

4 登録医の登録期間は、原則1年間とする。また、登録医契約書に疑義がなければ、1年間契約を継続できるものとし、以後同様とする。

5 登録医は、登録医を辞退したい場合には、速やかに本院の総合支援室まで申し出なければならない。

(登録医の来院手続)

第4条 本院における登録医の診療時間は、原則として休診日以外の13時から17時までの間とする。

2 登録医は、本院に入院中の紹介患者を訪問するときには、事前にFAX等により地域医療連携室まで申し出るものとする。

3 登録医は、前2項により来院した時には、総合支援室において来院名簿帳に名前を記入し、白衣等の貸し出しを受けることができる。

(院内利用)

第5条 登録医は、本院の図書室、その他の院内施設及び医療福祉コーディネーションが利用できるものとする。

2 登録医は、本院医師同席の場合に限り、「さぬき市民病院における個人情報保護に関する基本方針」に基づき、電子カルテを閲覧できるものとする。

(庶務)

第6条 この規定に関する庶務は総合支援室において処理するものとする。

(その他)

第7条 登録医制度の運用に関し、この規程に定めない事項並びに疑義が生じた事項については、本院長と登録医が協議のうえ定めるものとする。

(附則)

この規程は平成20年4月1日から施行  
平成31年4月1日 改定